

経済産業省

25保電安第11号
平成25年10月4日

北海道産業保安監督部長 清水 篤人 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

発電用風力設備の安全確認について

平成25年9月5日に苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故については、事故調査の結果、別添のとおり、運転開始後に軸受の焼付きが発生しているとともに、主軸の不適切な修理を経ることにより、今般主軸が破断している状況が判明しています。

本事故については、引き続き調査を実施し、原因究明及び再発防止対策の実施が必要となりますが、上記の状況に鑑み、公共の安全の確保の観点から、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、下記の措置を講じるよう周知方お願いします。

記

1. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じである場合には、下記の措置を講じること。
 - ① 風車のロータを含めた保安点検及び必要に応じ補修等の対策を実施すること。その際には、通常実施する点検に加え、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該周辺の打音調査や塗装表面の調査、更に、浸透探傷試験又は超音波探傷試験を行い、これらの結果を評価すること。
 - ② 点検終了までの間、一般公衆の接近防止措置を強化又は必要に応じ運転停止等の適切な安全確保措置を講じること。
 - ③ ①及び②の対策を講じた結果を、平成25年11月5日を目途に報告すること。
2. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じでない場合でも、今般の事故に係る調査状況に鑑み、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該部位における健全性を評価した上で、平成25年11月5日を目途に報告すること。

経済産業省

25保電安第11号
平成25年10月4日

関東東北産業保安監督部東北支部長 権藤 浩 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

発電用風力設備の安全確認について

平成25年9月5日に苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故については、事故調査の結果、別添のとおり、運転開始後に軸受の焼付きが発生しているとともに、主軸の不適切な修理を経ることにより、今般主軸が破断している状況が判明しています。

本事故については、引き続き調査を実施し、原因究明及び再発防止対策の実施が必要となりますが、上記の状況に鑑み、公共の安全の確保の観点から、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、下記の措置を講じるよう周知方お願いします。

記

1. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じである場合には、下記の措置を講じること。
 - ① 風車のロータを含めた保安点検及び必要に応じ補修等の対策を実施すること。その際には、通常実施する点検に加え、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該周辺の打音調査や塗装表面の調査、更に、浸透探傷試験又は超音波探傷試験を行い、これらの結果を評価すること。
 - ② 点検終了までの間、一般公衆の接近防止措置を強化又は必要に応じ運転停止等の適切な安全確保措置を講じること。
 - ③ ①及び②の対策を講じた結果を、平成25年11月5日を目途に報告すること。
2. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じでない場合でも、今般の事故に係る調査状況に鑑み、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該部位における健全性を評価した上で、平成25年11月5日を目途に報告すること。

経済産業省

25保電安第11号
平成25年10月4日

関東東北産業保安監督部長 中村 良明 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

発電用風力設備の安全確認について

平成25年9月5日に苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故については、事故調査の結果、別添のとおり、運転開始後に軸受の焼付きが発生しているとともに、主軸の不適切な修理を経ることにより、今般主軸が破断している状況が判明しています。

本事故については、引き続き調査を実施し、原因究明及び再発防止対策の実施が必要となりますが、上記の状況に鑑み、公共の安全の確保の観点から、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、下記の措置を講じるよう周知方お願いします。

記

1. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じである場合には、下記の措置を講じること。
 - ① 風車のロータを含めた保安点検及び必要に応じ補修等の対策を実施すること。その際には、通常実施する点検に加え、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該周辺の打音調査や塗装表面の調査、更に、浸透探傷試験又は超音波探傷試験を行い、これらの結果を評価すること。
 - ② 点検終了までの間、一般公衆の接近防止措置を強化又は必要に応じ運転停止等の適切な安全確保措置を講じること。
 - ③ ①及び②の対策を講じた結果を、平成25年11月5日を目途に報告すること。
2. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じでない場合でも、今般の事故に係る調査状況に鑑み、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該部位における健全性を評価した上で、平成25年11月5日を目途に報告すること。

経済産業省

25保電安第11号
平成25年10月4日

中部近畿産業保安監督部長 石垣 宏毅 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

発電用風力設備の安全確認について

平成25年9月5日に苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故については、事故調査の結果、別添のとおり、運転開始後に軸受の焼付きが発生しているとともに、主軸の不適切な修理を経ることにより、今般主軸が破断している状況が判明しています。

本事故については、引き続き調査を実施し、原因究明及び再発防止対策の実施が必要となりますが、上記の状況に鑑み、公共の安全の確保の観点から、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、下記の措置を講じるよう周知方お願いします。

記

1. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じである場合には、下記の措置を講じること。
 - ① 風車のロータを含めた保安点検及び必要に応じ補修等の対策を実施すること。その際には、通常実施する点検に加え、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該周辺の打音調査や塗装表面の調査、更に、浸透探傷試験又は超音波探傷試験を行い、これらの結果を評価すること。
 - ② 点検終了までの間、一般公衆の接近防止措置を強化又は必要に応じ運転停止等の適切な安全確保措置を講じること。
 - ③ ①及び②の対策を講じた結果を、平成25年11月5日を目途に報告すること。
2. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じでない場合でも、今般の事故に係る調査状況に鑑み、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該部位における健全性を評価した上で、平成25年11月5日を目途に報告すること。

経済産業省

25保電安第11号
平成25年10月4日

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 佐藤 真一 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

発電用風力設備の安全確認について

平成25年9月5日に苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故については、事故調査の結果、別添のとおり、運転開始後に軸受の焼付きが発生しているとともに、主軸の不適切な修理を経ることにより、今般主軸が破断している状況が判明しています。

本事故については、引き続き調査を実施し、原因究明及び再発防止対策の実施が必要となりますが、上記の状況に鑑み、公共の安全の確保の観点から、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、下記の措置を講じるよう周知方お願いします。

記

1. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じである場合には、下記の措置を講じること。
 - ① 風車のロータを含めた保安点検及び必要に応じ補修等の対策を実施すること。その際には、通常実施する点検に加え、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該周辺の打音調査や塗装表面の調査、更に、浸透探傷試験又は超音波探傷試験を行い、これらの結果を評価すること。
 - ② 点検終了までの間、一般公衆の接近防止措置を強化又は必要に応じ運転停止等の適切な安全確保措置を講じること。
 - ③ ①及び②の対策を講じた結果を、平成25年11月5日を目途に報告すること。
2. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じでない場合でも、今般の事故に係る調査状況に鑑み、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該部位における健全性を評価した上で、平成25年11月5日を目途に報告すること。

経済産業省

25保電安第11号
平成25年10月4日

中部近畿産業保安監督部近畿支部長 沖寫 弘芳 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

発電用風力設備の安全確認について

平成25年9月5日に苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故については、事故調査の結果、別添のとおり、運転開始後に軸受の焼付きが発生しているとともに、主軸の不適切な修理を経ることにより、今般主軸が破断している状況が判明しています。

本事故については、引き続き調査を実施し、原因究明及び再発防止対策の実施が必要となりますが、上記の状況に鑑み、公共の安全の確保の観点から、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、下記の措置を講じるよう周知方お願いします。

記

1. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じである場合には、下記の措置を講じること。
 - ① 風車のロータを含めた保安点検及び必要に応じ補修等の対策を実施すること。その際には、通常実施する点検に加え、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該周辺の打音調査や塗装表面の調査、更に、浸透探傷試験又は超音波探傷試験を行い、これらの結果を評価すること。
 - ② 点検終了までの間、一般公衆の接近防止措置を強化又は必要に応じ運転停止等の適切な安全確保措置を講じること。
 - ③ ①及び②の対策を講じた結果を、平成25年11月5日を目途に報告すること。
2. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じでない場合でも、今般の事故に係る調査状況に鑑み、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該部位における健全性を評価した上で、平成25年11月5日を目途に報告すること。

経済産業省

25保電安第11号
平成25年10月4日

中国四国産業保安監督部長 佐藤 公一 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

発電用風力設備の安全確認について

平成25年9月5日に苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故については、事故調査の結果、別添のとおり、運転開始後に軸受の焼付きが発生しているとともに、主軸の不適切な修理を経ることにより、今般主軸が破断している状況が判明しています。

本事故については、引き続き調査を実施し、原因究明及び再発防止対策の実施が必要となりますが、上記の状況に鑑み、公共の安全の確保の観点から、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、下記の措置を講じるよう周知方お願いします。

記

1. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じである場合には、下記の措置を講じること。
 - ① 風車のロータを含めた保安点検及び必要に応じ補修等の対策を実施すること。その際には、通常実施する点検に加え、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該周辺の打音調査や塗装表面の調査、更に、浸透探傷試験又は超音波探傷試験を行い、これらの結果を評価すること。
 - ② 点検終了までの間、一般公衆の接近防止措置を強化又は必要に応じ運転停止等の適切な安全確保措置を講じること。
 - ③ ①及び②の対策を講じた結果を、平成25年11月5日を目途に報告すること。
2. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じでない場合でも、今般の事故に係る調査状況に鑑み、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該部位における健全性を評価した上で、平成25年11月5日を目途に報告すること。

経済産業省

25保電安第11号
平成25年10月4日

中国四国産業保安監督部四国支部長 上戸 亮 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

発電用風力設備の安全確認について

平成25年9月5日に苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故については、事故調査の結果、別添のとおり、運転開始後に軸受の焼付きが発生しているとともに、主軸の不適切な修理を経ることにより、今般主軸が破断している状況が判明しています。

本事故については、引き続き調査を実施し、原因究明及び再発防止対策の実施が必要となりますが、上記の状況に鑑み、公共の安全の確保の観点から、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、下記の措置を講じるよう周知方お願いします。

記

1. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じである場合には、下記の措置を講じること。
 - ① 風車のロータを含めた保安点検及び必要に応じ補修等の対策を実施すること。その際には、通常実施する点検に加え、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該周辺の打音調査や塗装表面の調査、更に、浸透探傷試験又は超音波探傷試験を行い、これらの結果を評価すること。
 - ② 点検終了までの間、一般公衆の接近防止措置を強化又は必要に応じ運転停止等の適切な安全確保措置を講じること。
 - ③ ①及び②の対策を講じた結果を、平成25年11月5日を目途に報告すること。
2. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じでない場合でも、今般の事故に係る調査状況に鑑み、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該部位における健全性を評価した上で、平成25年11月5日を目途に報告すること。

経済産業省

25保電安第11号
平成25年10月4日

九州産業保安監督部長 守屋 猛 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

発電用風力設備の安全確認について

平成25年9月5日に苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故については、事故調査の結果、別添のとおり、運転開始後に軸受の焼付きが発生しているとともに、主軸の不適切な修理を経ることにより、今般主軸が破断している状況が判明しています。

本事故については、引き続き調査を実施し、原因究明及び再発防止対策の実施が必要となりますが、上記の状況に鑑み、公共の安全の確保の観点から、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、下記の措置を講じるよう周知方お願いします。

記

1. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じである場合には、下記の措置を講じること。
 - ① 風車のロータを含めた保安点検及び必要に応じ補修等の対策を実施すること。その際には、通常実施する点検に加え、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該周辺の打音調査や塗装表面の調査、更に、浸透探傷試験又は超音波探傷試験を行い、これらの結果を評価すること。
 - ② 点検終了までの間、一般公衆の接近防止措置を強化又は必要に応じ運転停止等の適切な安全確保措置を講じること。
 - ③ ①及び②の対策を講じた結果を、平成25年11月5日を目途に報告すること。
2. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じでない場合でも、今般の事故に係る調査状況に鑑み、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該部位における健全性を評価した上で、平成25年11月5日を目途に報告すること。

経済産業省

25保電安第11号
平成25年10月4日

那覇産業保安監督事務所長 篠川 秀育 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

発電用風力設備の安全確認について

平成25年9月5日に苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故については、事故調査の結果、別添のとおり、運転開始後に軸受の焼付きが発生しているとともに、主軸の不適切な修理を経ることにより、今般主軸が破断している状況が判明しています。

本事故については、引き続き調査を実施し、原因究明及び再発防止対策の実施が必要となりますが、上記の状況に鑑み、公共の安全の確保の観点から、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、下記の措置を講じるよう周知方お願いします。

記

1. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じである場合には、下記の措置を講じること。
 - ① 風車のロータを含めた保安点検及び必要に応じ補修等の対策を実施すること。その際には、通常実施する点検に加え、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該周辺の打音調査や塗装表面の調査、更に、浸透探傷試験又は超音波探傷試験を行い、これらの結果を評価すること。
 - ② 点検終了までの間、一般公衆の接近防止措置を強化又は必要に応じ運転停止等の適切な安全確保措置を講じること。
 - ③ ①及び②の対策を講じた結果を、平成25年11月5日を目途に報告すること。
2. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じでない場合でも、今般の事故に係る調査状況に鑑み、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該部位における健全性を評価した上で、平成25年11月5日を目途に報告すること。